

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 趣旨

社会情勢や現在の交通実態に適合するよう、千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号。以下「公安委員会規則」という。）について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

公安委員会規則第7条「自転車の幼児用座席に乗車させる者の年齢制限について」

公安委員会規則では、自転車の幼児用座席に乗車させることができる者を「幼児（6歳未満の者）」と規定しているところ、一般社団法人製品安全協会が策定する「自転車用幼児座席のSG基準」の適用範囲が、「年齢1歳（12か月）以上6歳（72か月）未満の幼児」から「年齢1歳（12か月）以上小学校就学の始期に達するまでの者」に改定されたことから、自転車の幼児用座席に乗車させる者の年齢制限に係る規定を「小学校就学の始期に達するまでの者」とする。

※ 保育園や幼稚園に通園する者には、6歳未満の者だけでなく、満6歳と満6歳を超える者も含まれており、それらの者が通園のために自転車を利用している現状等を踏まえて、「幼児（6歳未満の者）」から「小学校就学の始期に達するまでの者」に変更する。

3 施行期日

令和3年4月12日